

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和8年5月29日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけAゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番36
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 令和8年4月1日
- オ 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和8年5月14日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけBゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番37
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 令和8年4月1日
- オ 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和8年5月14日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の氏名又は名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけCゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番38
- ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- エ 変更の年月日 令和8年4月1日
- オ 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和8年5月14日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所